

中間到達度確認試験問題

2022年11月16日

次の1～6の事実に基づき、下記の小問に答えなさい。根拠条文とその要件に該当する事実の有無をしっかりと確認して下さい。

【事実】

1. Xは、海産物を扱う小売業者で、2021年末までに、2022年4月からの全国のデパート25店との間で、「北の美味祭」の特設会場での海産物販売の契約をまとめた。この企画の目玉は、市価3万円程度するロシア産超高級キャビア缶詰（以下「甲」とよぶ）を特別な箱包装にして各店でXが20箱を各2万円で販売する、というものであった。
2. Xは、1の企画の話をして、従来から取引のある海産物輸入業者Yから、1箱1万円として500箱を購入する契約（以下「本件契約」という）を2021年11月20日に、すでに結んでいた。ただ、Yの国内在庫が100箱しかなかったため、Xは、その代金100万円を含めた前渡金250万円をYに支払うとともに、この取引につき、Yの代表取締役社長Zに、保証人になってもらった。この保証は公正証書による保証意思確認を経ず、Z作成の保証約束のワード文書がYからXへのメールに添付して送られた。
3. 目的物の引渡しは、Xの指定するデパート宛に、そのデパートでの「北の美味祭」開催の3日前に到着するよう、20箱ずつYから送付する形で行う旨約定された。残代金は、400箱の輸入予定の3月末日までに、輸入手続完了の通知をYから受けてXがYの指定口座に振り込むものとされた。
4. 最初の20箱は、「北の美味祭」が開催される3日前の3月28日にXの指定するAデパートに送付された。しかし、ロシアのウクライナ侵攻以後、ロシアからの輸入が止まって、Yは400箱の入荷が見込めない状況となったため、Xにその旨を連絡した。
5. 最初の「北の美味祭」は好評で、20箱全部の甲が早々に売り切れた。しかし、4月5日、ある1箱の購入客から、箱の中の缶が変形していて、味も美味しくない旨のクレームがAデパートに入り、Aはその客に2万円の返金処理を行い、その額をXに求償した。問題の箱は、品質分析のためXを通じてYに返却された。
6. YはXに、「たしかに問題のキャビアは缶が変形したせいかわず少し味が落ちているかもしれないが、安全性には問題はなかった。残り在庫の80箱を調べたが、変形した缶は見当たらなかった。全部の缶を開けて調べるわけにはいかない。」と述べた。現在は2022年4月7日である。

問1 Xは、本件契約を全部又は一部解除することができるか。解除が認められる場合、Xは、損害賠償（問2でその一部を尋ねる）以外にYに何を請求できるか（50点）。

問2 Xは、Yに逸失利益の損害賠償を請求できるか。できるとすればいくらか（30点）。

問3 Xは、問1・問2で認められうる額をZに対して請求できるか（20点）。